

土浦市立荒川沖小学校いじめ防止基本方針（令和6年3月25日改訂版）

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) 基本方針策定の目的

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめ防止のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめ防止のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止のための基本理念

いじめ防止のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として実施されなければならない。

いじめ防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめ防止のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

(4) いじめの防止について

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。
コロナ感染などの感染症による差別を生まない、生ませない。

(5) 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめに係る共通認識

- ・いじめは重大な人権侵害であるという強い認識に立つこと
- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

(2) いじめと定義される具体的な行動

- ・相手児童に肉体的または精神的苦痛を感じさせるか、その所有物にダメージを与える
- ・相手児童が自身の身体や所有物に危害が及ぶ恐れを感じる
- ・相手児童にとって敵対的な学校環境をつくり出す
- ・相手児童の学校内での権利を侵害する
- ・実質的かつ甚大に教育課程または学校の秩序を妨害する

(3) いじめ問題に取り組むための校内組織

① 「いじめ防止対策委員会」

○いじめ防止に関する措置を実行的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

○年間活動計画及び活動事例を作成する。

〈構成員〉

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，当該学級担任

(必要に応じて)

P T A会長 (本部役員)，学校評議員，スクールカウンセラー，交番所長，家庭児童相談員，民生委員

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること (アンケート調査，教育相談)
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響等，いじめ問題に関する理解を深めること

②「生徒指導対策委員会」

○二ヶ月に1回，各学年の状況や指導の様子等について情報交換し，共通理解・共通指導ができるようにする。また，生徒指導事案が発生した場合はその限りでは無い。

○「校内情報交換会」

毎週の職員終会の際に，生徒指導上共通理解が必要な事柄について全職員で情報交換を行ったり，指導後の確認を行ったりする。

○「生徒指導ケース会議」

気になる児童や配慮を要する児童の対応の仕方に関し，情報交換・情報共有を行い，適切な対応ができるようにする。開催日時は決めず必要に応じて実施する。

○学期毎に全職員で，配慮を要する児童の実情と指導の様子について情報交換し，共通理解・共通指導ができるようにする。

③「三中地区小中学校情報交換会」

○三中地区小中一貫校内での情報交換を行う。(オンライン)

(4) 基本施策

① いじめの未然防止のための取組

ア いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

○児童の居場所づくり・絆づくりを意識した，学年・学級づくりの強化

○児童一人一人の理解に努め，全職員が同歩調で指導すると共に，学校全体が組織的に取り組む体制の強化

イ 分かる授業を目指した校内研修の推進と日常の授業の改善に努める。

○全ての児童が参加・活躍できる授業の創造

○児童の不安や不満を生まない授業の創造

○分かりやすい授業づくりを目指した，職員の校内授業研究会の積極的な実施

○学習の約束の徹底

ウ 特別支援教育に関する全職員の共通理解を推進する。

エ 情報モラル教育の推進を図る。

○道徳や社会科で，DVD等を活用し，インターネットの利用に関する授業 (e-ネットキャラバン) を行い，情報モラルの大切さやメディアリテラシーの向上を図る学習を行う。

○インターネットの利用に関する約束を話し合えるワークシートを配付し，各家庭に協力を依頼する。

オ 児童の主体的な学校行事参加や体験活動を推進し，良好な友人関係の構築・集団作り，社会性の育成を目指す。

カ 児童の自主的な学校行事の実施や，学年ごとの体験活動を計画的に実践する。

キ いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

○ハッピースマイル集会の実施 (毎年6月下旬～7月上旬に実施)

○各クラスのいじめ防止のための標語の掲示

○みんななかよし集会の実施 (振り返り)

ク 自己有用感の育成を意識した縦割り班活動等を実施する。

ケ 学校教育全体で道徳教育を推進する。

○道徳授業の相互参観

○児童の実態や学校の年間行事等に配慮した指導資料の作成

○コロナいじめ防止に向けた授業 (各クラス)

コ 生命の安全教育の推進

○文部科学省の資料の活用



② いじめの早期発見のための取組

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。
- イ 様子の変化を感じる児童に気付いた場合には、学年会や職員終会等の場において状況や情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、「教育相談」において当該児童から悩み等を聞くとともに、「いじめ防止対策委員会」を招集し、具体的な対応策を考え、問題の早期解決を図る。
- エ 調査活動を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- 学校生活に関するアンケート（記名式） …… 全児童 年3回 実施
- オ 教育相談を実施し、問題の早期発見を目指す。
- 学校生活アンケート実施後（全児童対象）
- 随時（気になる児童や学校生活に関するアンケートに悩み等の記述があった児童）
- カ いじめ発見チェックリストを全職員で実施し、集計結果を全職員で共有する。

③ いじめの早期解決のための取組

- ア いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱えこむことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、適確な役割分担をし、いじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童にも、いじているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決にあたる組織を確立する。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒やすために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。

④ 重大事態（疑いを含む）への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生ずる疑いや、30日以上学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合には、次の対処を行う。
- ア 重大事態（疑いを含む）が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集めて指導に生かすようにする。
- イ 児童が、学校や家庭に話すことができない状況であれば、「いのちの電話」、「子どもホットライン」等の相談窓口の利用も勧める。
- ウ 差別撤廃の呼びかけ及び啓発（コロナ感染、人種差別、LGBT、家庭環境等）

⑥ 小中一貫教育の視点での働きかけ

- ア 六年生の三中模擬体験として、生徒会が作成してくれたビデオレターを視聴し、お礼の手紙を送る。

【いじめ防止に係わる年間計画】

4・5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会 ・「いじめ防止基本方針」の共通理解 ・生徒指導部会・特別支援会議 ・生徒指導カルテの共有 ・便りやHPを通して、いじめ防止等について保護者への周知と協力のよびかけ
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会 ・第1回がっこうせいかつアンケート（教育相談） ・ハッピースマイル集会（いじめ防止の標語作成） ・あいさつ運動 ・e-ネットキャラバン
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会 ・人権メッセージ募集
夏期休業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 ・三中地区小中一貫夏期研修会（児童生徒の情報交換・共有）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会 ・第2回がっこうせいかつアンケート（教育相談）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会 ・みんななかよし集会 ・あいさつ運動
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会 ・第3回がっこうせいかつアンケート（教育相談） ・保護者アンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策委員会 ・三中地区小中連絡協議会

毎週木曜日：校内情報交換会

毎月1回：生徒指導対策委員会（生徒指導ケース会議）

毎月末：問題行動及び長期欠席児童の報告（教育委員会にも報告）

不定期：生徒指導部会